

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅲ

～ 銀行に対する公認会計士監査の実態 ～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態

6. 銀行に対する公認会計士監査制度

琉球政府時代における銀行および相互銀行は、公認会計士による監査が1961年米国民政府高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」第9条に基づき1961年9月期から、1957年立法第111号「証券取引法」第91条に基づき1966年3月期から求められるようになった。本土において、銀行に対する証券取引法監査および商法監査が始まったのは、沖縄が本土に復帰してから4年を経過した昭和51（1976）年9月期からである。したがって、沖縄における銀行に対する公認会計士監査は、本土より15年も早く導入されていたことになる。

(1) 証券取引法に基づく公認会計士監査

1957年立法第111号「証券取引法」（以下、「1957年証券取引法」という。）では、「株式の発行会社で規則で定めるものが、この立法の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類には、その者と特別の利害関係のない公認会計士の監査証明を受けなければならない」とされていた（第91条第1項）。ここでいうところの規則である1959年6月27日規則第82号「財務諸表の監査証明に関する規則」（以下、「1959年監査証明規則」という。）において、公認会計士の監査証明を必要とする会社は次の者とされている。

- ① 資本金額が5万ドルを超える株式会社（第1条第1号）
- ② 有価証券届出書を提出しようとする株式または社債の発行会社（第1条第2号）
- ③ 有価証券届出書の効力が生じた株式または社債の発行会社（第1条第3号）

この規則は、1959年7月1日から施行され、施行の日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査証明から適用された（附則第1項）。ただし、前述の①～③の者についてそれぞれ次の経過措置が設けられている¹⁾。

イ. 資本金額が5万ドルを超える株式会社

ここでの会社は、1957年証券取引法附則第2項に定める立法施行の際に存する資本金500万円を超える会社をいう。その後、1958年9月1日に高等弁務官布令第14号「通貨」が公布され、翌日から施行されたことに伴い、1959年5月11日立法第167号「証券取引法の一部を改正する立法」附則において、「500万円」が「5万ドル」と改正された²⁾。これを受け、本規則第1条第1号の資本金額は「5万ドル」となっている。

第1条第1号に該当する会社は、事業年度ごとに監査証明を受けた財務諸表を記載した有価証券報告書を行政主席に提出しなければならない。ただし、1959年監査証明規則附則第3項において、銀行、信託会社、保険会社および無尽会社ならびにこれらの会社以外の会社で資本金額が10万ドル未満の会社については、当分の間この規定を適用しないとしている。つまり、資本金額が5万ドルを超える会社であっても、銀行等の金融機関と資本金額が10万ドル未満の会社にあつては、公認会計士の監査証明を受けなくてもよいということだ。この取扱いは、琉球政府がモデルとした本土の昭和26年3月8日証券取引委員会規則第4号「財務書類の監査証明に関する規則」附則に倣ったものである。

金融機関に対して公認会計士監査の特例が設けられたのは、本土の銀行法と同様に1954年立法第63号「銀行法」第66条（報告並びに帳簿及び書類の提出）において「行政主席は、何時でも銀行からその業務及び財産の状況に関し必要な報告をさせ、又は帳簿及び書類を提出させることができる」とされ、第67条（検査）において次のことが定められていたことから³⁾、公認会計士による監査証明を受けなくとも投資者保護に欠けるおそれがないと判断されたことによる。

- ① 行政主席は、この立法に規定する銀行検査を実施するため必要な金融検査官を置き、何時でも銀行の業務および財産の状況を検査させることができる。
- ② 銀行の検査は、各銀行につき少なくとも一年に一回行う。
- ③ 金融検査官は、銀行の営業所もしくは事務所に立ち入り、その役員もしくは職員に対して質問またはその帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査することができる。

1954年立法第63号「銀行法」、1953年立法第68号「相互銀行法」や後述の1961年米国民政府高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」における行政主席や銀行監督機関による金融機関に対する監督・検査は、銀行法等が求める金融機関の業務の健全性および適切性を確保し、預金者を保護するものである。他方、公認会計士による証券取引法監査は、投資者のため財務諸表の適正性確保を目的に行うものである。したがって、投資

1) 小谷融 [2022] 81頁～84頁。

2) 小谷融 [2023b] 139頁。

3) 1953年立法第68号「相互銀行法」第21条において、銀行法第66条および第67条を準用している。

者保護を目的とする公認会計士監査を琉球政府金融検査庁の監督・検査で必ずしも代替できるものではない。しかし、前述のとおり、本土の証券取引法と同様、金融機関に対しては監査証明を受けなくてもよいとしている。

後者の資本金額が10万ドル未満の会社については、財務諸表の監査証明制度導入時において、それを担当する公認会計士の登録者が1人（長田義丸）しかいなかったことから、その1人の公認会計士では多数の会社の監査ができないとして、監査証明を受けなくてもよいとされた。本土においても、監査制度導入時にはそれを担当する公認会計士の現状および人数が少なかったことが勘案され、同様の定めがあった。

その後、1965年6月25日規則第63号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」の附則において、公認会計士による監査を受けなくてもよい会社は、資本金額が10万ドル未満のものとする改正が行われた。これにより、資本金額が10万ドル以上の銀行、信託会社、保険会社および無尽会社は監査証明を受けなければならないことになる。この改正は同年8月1日から施行された。

さらに、1966年3月15日規則第48号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」の附則において、証券取引法施行の際現に存する会社で資本金が5万ドルを超える株式会社であっても、資本金の資金調達の際に募集を行わなかったと行政主席が認めた場合は除くとする改正が行われた。これは、募集⁴⁾ではなく、私募での資金調達により資本金が5万ドルを超えることとなった株式会社にあつては、その株式会社が提出する有価証券報告書の財務諸表には公認会計士による監査証明を受けなくてもよいということだ。この規定は公布の日から施行されている。私募の場合には有価証券届出書の提出が求められていないこととの平仄をとったものだ（法第4条）。

ロ. 有価証券届出書を提出しようとする株式または社債の発行会社

株式または社債について5万ドル以上の募集または1万ドル以上の売出し⁵⁾を行う場合には、行政主席に有価証券届出書の提出が必要となる（法第4条）。その際、提出会社が前述イの資本金額が5万ドルを超える株式会社に該当するか否かに関わらず、その有価証券届出書に記載する財務諸表には監査証明を受けなければならない。ただし、1959年監査証明規則附則第2項により当分の間この規定は適用しないとしている。これは、有価証券届出書に記載される財務諸表については、公認会計士による監査証明を受けなくてもよいとするものだ。これも、財務諸表の監査証明制度導入時において、それを担当する公認会計士の登録者が1人しかいなかったことが勘案されたことによる。

その後1965年6月25日規則第63号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」において、この附則は削除された。その結果、「有価証券届出書を提出しようとする

4) 募集とは、不特定かつ多数の者に対し均一の条件で、新たに発行される有価証券の売付けの申込みをし、または買付けの申込みを勧誘することをいう（法第2条第3項）。反対に私募とは少数の者に対する勧誘をいう。

5) 売出しとは、不特定かつ多数の者に対し均一の条件で、既に発行された有価証券の売付けの申込みをし、またはその買付けの申込みを勧誘することをいう（法第2条第4項）。

る株式または社債の発行会社」は、同年8月1日から規則第1条第2号の規定どおり公認会計士の監査証明を受けなければならないこととなる。

ハ、有価証券届出書の効力が生じた株式または社債の発行会社

届出の効力が生じた有価証券の発行者は、事業年度ごとに監査証明を受けた財務諸表を記載した有価証券報告書を行政主席に提出しなければならない(法第20条)。ただし、1959年監査証明規則附則第3項において、銀行、信託会社、保険会社および無尽会社ならびにこれらの会社以外の会社で資本金額が10万ドル未満の会社については、当分の間この規定を適用しないとしている。これは前述イの資本金額が5万ドルを超える株式会社と同様の取扱いである。

その後、この附則について、1965年6月25日規則第63号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」の附則において、有価証券報告書において公認会計士による監査を受けなくてもよい会社は、資本金額が10万ドル未満のものとする改正が行われている。これにより、資本金額が10万ドル以上の銀行、信託会社、保険会社および無尽会社は監査証明を受けなければならないこととなった。この改正は同年8月1日から施行されている。これも前述イの資本金額が5万ドルを超える株式会社の場合と同様の取扱いだ。

(2) 証券取引法に基づく銀行に対する公認会計士監査

沖縄における銀行、信託会社、保険会社および無尽会社に対する証券取引法上の公認会計士による監査証明は、前述(1)のとおり1957年証券取引法施行時の1958年1月1日から当分の間、有価証券報告書および有価証券届出書とも適用しないとされていた。

その後、1965年規則第63号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」附則において、有価証券報告書にあっては資本金額が10万ドル以上の金融機関が、有価証券届出書にあってはすべての金融機関が監査証明を受けなければならないこととなった。この改正は1965年8月1日以後開始する事業年度から施行されている。1966年3月期における銀行・相互銀行4行の資本金⁶⁾は、琉球銀行900,000ドル、沖縄銀行1,050,000ドル、中央相互銀行700,000ドル、南陽相互銀行837,500ドルであった。したがって、これらのすべての銀行・相互銀行は、1966年3月期から証券取引法に基づく監査証明が求められることになる。しかし、すべての銀行は、既に1961年米国民政府高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」において、1961年9月期から公認会計士による監査を受けていた。沖縄が1972年5月15日本土に復帰すると、琉球銀行、沖縄銀行および沖縄相互銀行の3行⁷⁾は、本土の証券取引法が適用され、金融機関に対する公認会計士監査の特例により再度公認会計士の監査証明を受けなくてもよいことになる。

本土において金融機関に対するこの特例が廃止されるのは、昭和49(1974)年4月2日

6) 琉球銀行調査部編 [1985] 618頁。沖縄銀行30年史編纂室編 [1987] 181頁、460頁。沖縄相互銀行30年編集委員会編 [1984] 251頁。

7) 沖縄銀行は1971年10月1日に南陽相互銀行と合併、中央相互銀行は1972年3月1日に沖縄相互銀行に行名を変更した。

法律第22号「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」が公布されてからである⁸⁾。この商法特例法において、資本金が5億円以上の会社に対して公認会計士による会計監査人監査が義務付けられた。いわゆる商法監査である。ただし、同法附則第2項により、証券取引法上、監査証明を受けなくてもよいとされていた銀行・相互銀行にあっては、資本金10億円以上の者を対象として、昭和51（1976）年9月期からの導入とされた。この時点で、資本金10億円以上で商法監査の対象となった銀行・相互銀行は86行中83行であった⁹⁾。83行には琉球銀行および沖縄銀行が含まれている。これを受け、昭和50（1975）年12月26日に公布された政令第277号「証券取引法施行令の一部を改正する政令」において、投資者保護を一層徹底させるために、公認会計士等の監査証明を受けなくてもよい者は、銀行、信託会社、保険会社および「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27（1952）年法律184号）第2条第4項に規定する保証事業会社のうち、資本の額が10億円未満のものとされた。この結果、資本の額が10億円以上の銀行等については、商法監査と証券取引法監査が昭和51（1976）年9月期から同時に導入されることとなる。

さらに、昭和56（1981）年6月9日に公布された法律第74号「商法等の一部を改正する法律」において、証券取引法が適用される銀行等についても、昭和58（1983）年9月期から原則どおり、資本金が5億円以上の銀行等に対して公認会計士による会計監査人監査が義務付けられる。これを受け、昭和58（1981）年6月10日に公布された政令第128号「証券取引法施行令の一部を改正する政令」において、資本金が10億円未満の銀行、信託会社、保険会社および保証事業会社が提出する財務諸表については、昭和58（1983）年4月1日以後最初に終了する事業年度以前の事業年度に係るものの監査証明については、従前どおり、公認会計士等の監査証明は受けなくてもよいとされた。その結果、資本金が5億円以上の銀行等についても、商法監査と証券取引法監査が昭和58（1983）年9月期から導入されることとなり、これらの銀行の財務諸表にも公認会計士による監査証明が必要となる。この時点において、沖縄相互銀行も商法監査および証券取引法監査が求められることとなった。

(3) 高等弁務官布令第37号に基づく公認会計士監査

米国民政府は1961年1月30日、高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」（以下、「布令第37号」という。）を公布し、同時に施行した¹⁰⁾。公認会計士による監査については、施行日の1961年1月30日以後開始する事業年度から適用され、1961年9月期が最初の決算期ということになる。同布令における公認会計士監査に係る規定は、次の第9条「資格ある公認会計士による銀行帳簿の検査」および第22条「債権の保全」の二つからなっている。

8) 小谷融 [2022] 79頁～80頁。

9) 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会編 [1979] 254頁。

10) 布令第37号の導入背景については、小谷融 [2023a] 59頁～62頁を参照されたい。

イ. 資格ある公会計士による銀行帳簿の検査

前者の第9条「資格ある公会計士による銀行帳簿の検査」は、1954年立法第63号銀行法第67条（検査）や本布令第3条（行政主席の審問の権限）に基づいて行われる琉球政府銀行監督機関（金融検査部）の検査とは別に行われるものである。この「資格ある公会計士による銀行帳簿の検査」は、次の手続きにより実施された。本布令は刑法規定¹¹⁾を含む強力な内容を有するものであるが、本条「資格ある公会計士による銀行帳簿の検査」には罰則規定が設けられていない。

- ① 銀行はその費用により行政主席の勧告および同意を得て選定した資格ある公会計士によって、その業務検査ならびにその会計帳簿、書類および業務取引について独立した監査を少なくとも年1回行わしめるものとする。
- ② これに対する報酬は、当該銀行が交渉して決めた額に従って支払うものとする。
- ③ 当該検査および監査は各銀行の本店ならびに支店、預金取扱所、出張所のうち行政主席またはその銀行監督機関の指定した営業所について行うものとする。
- ④ 資格ある公会計士が正式に署名した監査報告書は、銀行監督機関に提出し、その写しは当該銀行が永久保存記録として保持しなければならない。
- ⑤ 本条における「資格ある公会計士」とは、琉球公認会計士法（1957年立法第110号）により琉球列島内で営業する免許を受けた会計士もしくは行政主席の認可を受けた会計業務に経験を有する資格ある会計士をいう。

本布令第9条および第22条を受けて、行政主席は1961年6月16日告示第110号「銀行、銀行業務及び信用供与による資格ある公会計士の指定」を公表した。同告示では、資格ある公会計士を「公認会計士法（1957年立法第110号）第20条（登録の義務）に規定により登録を受けた公認会計士。ただし、外国銀行については公認会計士法による登録を受けていない外国公認会計士で行政主席の承認する者によることができる」としている。

しかし、この告示は現状にそぐわない点があるとして、行政主席は1962年1月19日告示第9号「布令第37号による資格ある公会計士の指定についての告示第110号の一部改正について」を公表した¹²⁾。外国公認会計士（日本公認会計士を含む）が外国銀行以外の銀行も監査できるようにするため、告示第110号のただし書きを「ただし、当分の間、公認会計士法による登録を受けていない外国公認会計士で行政主席の承認する者によることができる」と改められた。この告示改正も米国民政府を満足させるものではなかった。この告示内容では、米国および日本の公認会計士が資格ある公会計士となるためには行政主席の承認が求められることになるからだ。

そのため、米国民政府は、1962年9月1日高等弁務官布令第37号改正第1号において前

11) 例えば、銀行が第3条の規定に基づく検査または調査を拒否した場合、銀行には5,000ドル以下の罰金、役員等には5,000ドル以下の罰金または3か年以下の禁固もしくは両刑を併科するとされている（第3条e項）。

12) 沖縄県公文書館所蔵資料『例規令達書類綴1962年』（資料コード0000033808）「布令第37号による資格ある公会計士の指定についての告示第110号の一部改正について」。

述の⑤を「本条における『資格ある公会計士』とは、法律の規定により琉球列島内で営業する免許を受けた会計士，米国または日本で営業する免許を受けた公認会計士および銀行監督機関¹³⁾の認可を受けたその他の会計士をいう」と改めている。これにより，米国の公認会計士および日本の公認会計士は，行政主席の承認を受けなくとも布令第37号第9条の監査を行うことができるようになった。しかし，運用上は，日本で営業する免許を受けた公認会計士であっても琉球籍を有しない者は，1957年立法第110号「公認会計士法」第19条に規定に従い外国で資格を有する者の特例として行政主席の承認を受け外国公認会計士として登録するとともに，併せて行政主席から1958年米国民政府高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」第2条の事業活動（公認会計士業務）について外資導入免許が必要とされた（第2条）

なお，布令第37号改正第1号では，この改正とともに，「資格ある公会計士は，本布令の要求する監査を開始する前に，銀行監督機関と相談し必要な監査および検査の範囲について，その指示を受けなければならない」を追加している。

ロ．債権の保全

後者の第22条「債権の保全」は，銀行が融資の際に資格ある公会計士による監査証明を活用するというものである。

銀行は，2万ドルを超える貸付けまたは信用供与等を行うには次のいずれかに該当するものでなければならない（第22条b項前段）。

- ① 当該債権が少なくともその債権総額の130%に相当する見返り担保によって保証されていること。
- ② 債務者の財務諸表（貸借対照表，損益計算書および営業報告書）について資格ある公会計士の監査証明があること。

さらに，4万ドルを超える貸付け等については，債務者の財務諸表について資格ある公会計士の監査証明が求められている（第22条b項後段）。

これは，銀行に対して，融資にあたって担保ではなく債務者の監査証明を受けた財務諸表を審査することにより判断することを求めたものだ。この制度が機能するには，次のことが前提となる。

一つ目は，融資を受ける企業側のことである。証券取引法適用会社以外の者であっても，無担保で2万ドルを超える，または4万ドルを超える融資を受けるときは，証券取引法第90条（財務諸表の用語，様式及び作成方法）でいうところの「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準¹⁴⁾」に従った財務諸表を作成しなければならない。この一般に公正妥当

13) 高等弁務官布令第37号の改正にあたって，琉球政府行政主席は，「公認会計士法において，公認会計士の登録抹消は行政主席が行うこととなっている。それとの平仄をとるため，『銀行監督機関』を『行政主席』に改めるべき」との意見を米国民政府に提出した。しかし，受け入れられることはなかった（沖縄県公文書館所蔵資料『布令第37号関係書類1962年』（資料コード R00070920B）「高等弁務官布令第37号（銀行，銀行業務及び信用供与）の改正第1号案に対する意見」）。

14) 1959年6月27日規則第83号「財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則」第1条。

と認められる企業会計の基準とは、本土において昭和23（1948）年証券取引法が施行された直後の昭和24（1949）年7月9日に経済安定本部企業会計制度対策調査会（現：金融庁企業会計審議会）から「企業会計原則の設定について」と題して公表された「企業会計原則」のことをいう。沖縄においても、1957年証券取引法が施行されて10年余りを経た1968年9月10日に、琉球政府行政主席から1968年告示第349号「企業会計原則の設定について」と題して、本土の企業会計原則をモデルとした企業会計原則が公表されている。

二つ目は、融資先企業の財務諸表を監査する公認会計士側のことである。公認会計士は、企業が前述の「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従って作成した財務諸表が、同基準に従って処理されているかを監査し¹⁵⁾、その結果を監査証明として監査報告書を作成しなければならない。

三つめは、監査証明を受けた財務諸表を活用する銀行側のことである。銀行の職員は、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」や監査基準を理解してうえで、担保によるのではなく、その財務諸表をもとに経営分析や企業診断により、融資判断を行うこととなる。

なお、融資先企業の財務諸表の監査証明を行う資格ある公認会計士については、前述の1961年告示第110号「銀行、銀行業務及び信用供与による資格ある公認会計士の指定」において、次のように定めている。その範囲は、融資先企業の数が多いこともあり、銀行が独立した監査を行わせるために選定することができる資格ある公認会計士よりも幅広い。

- ① 2万ドルを超え4万ドルまでの貸付けに必要な財務諸表を証明することができる資格ある公認会計士
 - a. 公認会計士法第20条の規定による登録を受けた公認会計士および会計士補
 - b. 公認会計士法第64条の規定による登録を受けた計理士
 - c. 公認会計士法第56条の規定による検定合格者
 - d. 公認会計士法による登録を受けていない外国公認会計士で行政主席が承認する者
- ② 4万ドルを超える貸付けに必要な財務諸表を証明することができる資格ある公認会計士
 - a. 公認会計士法第20条の規定による登録を受けた公認会計士

その後改正された1962年告示第9号「布令第37号による資格ある公認会計士の指定についての告示第110号の一部改正について」において、① cを「公認会計士法第56条の規定による検定合格者で行政主席が承認する者」、② aを「公認会計士法第20条の規定による登録を受けた公認会計士。ただし、当分の間、外国公認会計士で行政主席の承認する者によることができる」とされた。

この第22条（債権の保全）は、銀行が融資する際に企業から公認会計士の監査証明の付いた財務諸表を求めるといった非常に進歩的な規定であった。この規定について、琉球政府金融検査部長であった外間完和は、「近代会計制度を導入して経営の実態を把握し、そ

15) 1960年4月2日告示第77号「監査基準及び監査準則」。

の経営数字を利害関係者に開示し、銀行はその数字を分析、評価して融資する経営手法と、健全な公認会計士の育成とその指導、並びに経済の発展を希望し期待する米国民政府の姿が見られる」と評価している¹⁶⁾。しかし、1962年9月1日布令第37号改正第1号において、融資に際して企業から監査証明の提出を求めるといふこの制度は廃止された。このような制度は、沖縄だけではなく本土においても馴染みのないものであったことが改正理由と思われる。琉球政府も布令改正でこの制度が廃止されることに異議はなかった¹⁷⁾。これと併せて、当時の沖縄における会計制度や公認会計士監査制度がこの制度の水準に達していなかった、実務的に対応することができなかったということであろう。

(4) 琉球銀行における公認会計士監査

米軍政府は1948年5月4日、米軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」を公布し、琉球銀行を同年5月1日に遡及し設立した。琉球銀行は、米軍政府の使命の達成に期するため米軍政府布令で設立されたものだ。米国は、米軍政府の使命達成を最大の目的として琉球銀行に中央銀行的機能を付与していた。その後の情勢の変化もあって琉球銀行に与えられたこれらの諸権限は、一部は全く行使されないまま、また一部は行使の初過程を踏みながら、その多くは数次にわたる改正で削除されていく¹⁸⁾。1958年9月15日に公布された高等弁務官布令第14号「通貨」、いわゆる第5次法定通貨の変更に降、琉球銀行は中央銀行的な色彩から脱却して一個の商業銀行として歩み続けることとなる¹⁹⁾。

琉球銀行では、布令第37号の公布よりも早く、1959年9月から公認会計士による検査制度を導入していた。第1回目はロウ・ビンガム・トムソンズ会計事務所の検査を受けている²⁰⁾。さらに1959年11月1日には琉球銀行条例を改正し、第14条にc項「民政官によって承認された正式の公認会計士事務所による年次会計検査及び琉球政府による定期検査を受けること」を追加することにより、公認会計士および琉球政府の検査受検を義務化している。ロウ・ビンガム・トムソンズ会計事務所の検査手数料が8,000ドル²¹⁾と高額であったことから、第3回目以降は沖縄の公認会計士と交替している²²⁾。ちなみに3回目は、後に日本公認会計士協会会長となる宮坂保清公認会計士であった²³⁾。このとき宮坂保清公認会計

16) 外間完和 [2004] 237頁。

17) 沖縄県公文書館所蔵資料『布令第37号関係書類1962年』（資料コードR00070920B）「高等弁務官布令第37号（銀行、銀行業務及び信用供与）の改正第1号案に対する意見」。

18) 小谷融 [2022] 144頁～146頁。

19) 琉球銀行調査部編 [1985] 52頁。

20) 琉球銀行調査部編 [1985] 773頁。

21) 1963年3月31日期に長田義丸公認会計士と締結した監査手数料は6,400ドル（沖縄県公文書館所蔵資料『琉球銀行関係書類綴』（資料コード0000032999）「1964年4月2日琉球銀行業第7号年次会計監査に関する申請」）、1971年9月30日期に宮国英勇公認会計士と締結した監査料は7,000ドルであった（沖縄県公文書館所蔵資料『行政一般に関する書類』（資料コード0000033117）「1971年9月7日琉球銀行検第14号当行の年次会計監査について」）。

22) 富原守保 [1964] 103頁。

士は、公認会計士法第19条の外国公認会計士として琉球政府に登録されていた。

なお、布令第37号は、「琉球の立法により琉球政府の免許を受け琉球内で銀行業務を行うすべての民間銀行（その支店及び営業所を含む）に適用される」（第2条c項）とされていることから、1948年米軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」により設立された琉球銀行がその適用対象となるかが問題となった。琉球銀行が米国民政府の意向を打診したところ、そのままでは曖昧な点があるので、後日布令を改正して適用対象に含めるとのことであったが改正されることはなかった。ただ、琉球銀行としては、同布令のなかには金融機関として当然守るべき事項が多く規定されていることから他の銀行と同様に同布令に従って業務を行っている²⁴⁾。

この結果、琉球銀行は、琉球銀行条例第14条、布令第37号第9条、証券取引法第91条に基づく三つの公認会計士監査を受けることになる。

(5) 琉球政府が免許を与えた銀行

第7章において銀行に対する公認会計士監査の実態をみていく前に、無尽会社、相互銀行および銀行の設立から本土復帰までの変遷を概観しておく²⁵⁾。

イ. 無尽会社の設立

米軍政府は1948年10月26日、米国軍政府特別布告第33号「自由企業」を公布している。同年11月1日から「琉球人は誰でも列島間貿易²⁶⁾を含めて自由企業をはじめ、かつ、これに従事することが許される」（第2条柱書き）として自由企業制度が復活した。これにより誰もが自由に企業活動を始めることができるようになった。ただし、米軍政府から免許証を受けることが必要である（第2条a項）。これらの企業活動の資金需要に応えるため、米軍政府は、庶民金融として、1949年4月に宮古共栄無尽、同年5月に沖縄無尽²⁷⁾、那覇無尽、同年6月に八重山無尽、1950年4月にみやこ無尽、1952年6月に南陽無尽に対して、琉球銀行の監督下に置かれることを条件に免許を与えている。その後、琉球政府は1953年10月26日、立法第69号「無尽業法」²⁸⁾を公布した。この立法は、「住民大衆のために金融の円滑化を図り、その貯蓄の増強に資するため、無尽業について必要な規定を定め、金融業

23) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書1965年』（資料コード0000032992）「公認会計士による監査状況について」。

24) 富原守保 [1964] 100頁。

25) 小谷融 [2022] 146頁～149頁。

26) これにより、沖縄、宮古、八重山および奄美大島それぞれ相互間の経済往来が自由化され、全琉を一円とする経済圏が確立された（琉球銀行調査部編 [1984] 143頁）。

27) 沖縄県公文書館所蔵資料『例規綴金融機関の設置に関する件1948年～1950年』（資料コード0000032917）「琉球列島米軍政本部1949年3月1日那覇無尽會社契約書の認可」。認可条件として「本會社は貸金手続に従ひそして琉球銀行の準備した金融契約規定に基づくこと」が加えられている。

28) 本土では、大正4（1915）年に旧「無尽業法」が制定され、無尽業は免許制となった。同法は新「無尽業法」（昭和6年法律第42号）に引継がれている。

界の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と掛金者等の保護に資することを目的とする」ものである。琉球政府は1954年3月、同法に基づき三和無尽に免許を与えた²⁹⁾。

無尽会社は、従来、掛金業務（一定の期間を定め、その中途または満期のときにおいて、一定の金額を給付することを約して行うその期間内における掛金の受入れ）のみに従事していた。1952年6月になると、米軍政府は無尽会社に預貸金業務（預金および預金担保貸付業務）を取扱うことも認可する。これは、本土の昭和20（1945）年2月26日法律第21号「銀行法等特例法」および同施行令第2条により、無尽会社は無尽業のほか預金取扱いが認められていたことに準拠したものだ。これにより無尽会社は銀行業の様相を呈するようになった³⁰⁾。

ロ. 相互銀行の設立

1953年になると、無尽会社業界は、琉球政府に対して相互銀行法の制定を強く要望した。これは、本土において、昭和26（1951）年6月5日に法律第199号「相互銀行法」が制定されたことが大きく影響している³¹⁾。同法は無尽会社に対して相互銀行への転換を促すものであった。琉球政府は、住民大衆に対する金融の円滑化を図るために、1953年10月26日に立法第68号「相互銀行法」を公布した。同法の目的は、「住民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、相互銀行について必要な規定を定め、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに、信用の維持と預金者等の保護に資すること」である。

相互銀行法が施行されると、既存の無尽会社の相互銀行への転換が相次いだ。1953年12月には、沖縄、那覇、南陽の無尽会社がそれぞれ沖縄相互銀行、第一相互銀行、南陽相互銀行に転換している。離島では、1954年4月に宮古共栄無尽³²⁾が共栄相互銀行に、1957年2月に八重山無尽³³⁾が八重山相互銀行に転換した。また、1954年に無尽業法に基づき新たに設立された三和無尽は、翌年1955年12月に三和相互銀行に転換している³⁴⁾。みやこ無尽は、相互銀行法の立法後も相互銀行に転換することなく、無尽会社として業務を運営して

29) 沖縄県公文書館所蔵資料『三和相互銀行関係書類1953年～1955年』（資料コード0000032760）「無尽業の免許：1954年3月2日指令第269号」。

30) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 36頁。

31) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 37頁。

32) 沖縄県公文書館所蔵資料『共栄相互銀行関係書類1952年7月～1955年10月』（資料コード0000032926）「1954年1月16日宮古共栄無尽 相互銀行への変更申請」。

33) 沖縄県公文書館所蔵資料『八重山無尽関係書類1954年4月～1957年12月』（資料コード0000032759）「1956年5月20日八重山無尽株式会社 相互銀行営業免許内伺書」。同内伺書において、相互銀行への転換申請理由を「①簡易な貯蓄、預金、金融機関を郡民が要望しているのでその実現に期すること、②現在郡内に乱発しつつある不健全模合の発を牽制し、倒産者の不遇を防止し健全金融に貢献しうること」としている。

34) 沖縄県公文書館所蔵資料『三和相互銀行関係書類1953年～1955年』（資料コード0000032760）「相互銀行業の免許：1955年12月28日指令第2127号」。

いた。しかし、同社の業務運営には法令違反行為が多く、経営状態も不健全であったことから、琉球政府行政主席は1959年7月3日、債権者に損害を与える恐れがあるとして、同社の営業免許を取消した³⁵⁾。併せて、みやこ無尽の営業譲渡先として、新たに設立された東洋相互銀行に営業免許を与えている³⁶⁾。これにより相互銀行は7行となった³⁷⁾。

琉球銀行、後述の沖縄銀行、それに7行の相互銀行は、沖縄の経済規模からして余りにも多く、過当競争状態に陥った銀行の再編統合なくして、健全な銀行運営を期待することができなくなった。これについて、当時の琉球銀行富原守保総裁は、「戦後の金融機関は、1949年から1956年までの間に、しっかりした見通しや計画もないまま、ほとんど業者からの申請どおり、次々と設立された。いうまでもなく信用業務を営む銀行は、他の一般企業と異なり、公共性の強い機関として専門的な知識とある程度の経験が必要であるが、いかに戦後の混乱期とはいえ、なかには銀行経営にずぶの素人がいたことは否めない。いま問題となっている銀行経営の不健全性や合併統合は、見方によっては創立当初からまかれた種であったともいえる」と述べている³⁸⁾。そのような状況の中、布令第37号により強力な検査権限を得た琉球政府金融検査部によって、数々の不正行為や不健全な経営ぶりが指摘され、銀行の合併が急ピッチに進んでいく。金融界にとっては、まさにパニック状態であった。これが巷間で「キャラウェイ旋風」といわれたものだ。

相互銀行の再編は、1963年8月に三和相互銀行が沖縄銀行に営業権を譲渡したのを皮切りに始まった。1964年4月には、第一相互銀行と沖縄相互銀行が合併によって中央相互銀行が発足し、南陽相互銀行が共栄相互銀行と八重山総合銀行を吸収合併し、さらに沖縄銀行が東洋相互銀行を吸収合併している³⁹⁾。

その後、普通銀行2行（琉球銀行、沖縄銀行）・相互銀行2行（中央相互銀行、南陽相互銀行）体制がしばらく続いた。しかしながら、本土では金融自由化が始動しており、本土復帰が近づくと、各行とも本土の銀行法・相互銀行法適用に備えなければならなくなった。それに対応するとして、本土復帰を1年後に控えた1971年5月18日に沖縄銀行、中央相互銀行、南陽相互銀行3行による合併覚書の調印がなされている。しかし、3行の合併は、資産査定や合併比率等の面で合意に達するに至らなかった。最終的には、沖縄銀行が同年10月1日に南陽相互銀行を吸収合併することで決着する⁴⁰⁾。その結果、1972年5月15日の本土復帰は、琉球銀行、沖縄銀行および同年3月1日に中央相互銀行から名称変更し

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『みやこ無尽関係書類1962年』（資料コード0000032976）。

36) 沖縄県公文書館所蔵資料『みやこ無尽から東洋相互銀行への営業譲渡に関する書類』（資料コード0000032916）。

37) 琉球銀行調査部編 [1984] 308頁。

38) 富原守保 [1964] 48頁。

39) 沖縄県公文書館所蔵資料『免許等に関する書類綴1964年』（資料コード0000033046）。琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 49頁～51頁。

40) 沖縄銀行30年史編纂室編1987] 169頁～189頁。沖縄県公文書館所蔵資料『一般行政に関する書類 沖縄銀行1971年』（資料コード0000032769）「1971年9月27日指令金85号沖縄銀行と南陽相互銀行との合併認可について」。

た沖縄相互銀行の3行で迎えることになった⁴¹⁾。なお、沖縄相互銀行は平成元(1989)年1月25日、全国相互銀行51行と共に普通銀行への転換認可を受け、同年2月1日に新行名を沖縄海邦銀行として普通銀行に転換している。

ハ. 普通銀行の設立

前述の相互銀行の設立、1950年米国軍政本部布告第4号「琉球復興金融金庫の創設について」に基づき1950年4月に設立された琉球復興金融基金(後の琉球開発金融公社)、1954年立法第40号「大衆金融公庫法」に基づき1955年1月に設立された大衆金融公庫⁴²⁾などの各種金融機関が整備されるにつれて、普通銀行設立の動きが表面化してきた⁴³⁾。

このような状況を踏まえ、琉球政府は、本土において、大蔵省が連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の指示で昭和2(1927)年法律第21号「銀行法」の全面改正中であったことから、この改正案(第五次案)を全面的に採用して、銀行法案を立案し⁴⁴⁾、1954年10月29日に立法第63号「銀行法」を公布した。銀行法は、「銀行に対する監督、規整及び許可、認可等の適正を期し、銀行の資産及び運営の安全性と健全性とを確保するとともに相互の不当な競争を排除し、もって銀行に対する信用の維持と預金者その他債権者及び株主の保護並びに一般公共の利益に資すること」を目的としている。

この銀行法が公布施行された一年後の1955年11月7日に、琉球経済界の総意のもと、沖縄銀行が設立の免許申請を行い、翌1956年6月27日に免許された。なお、信託業務の兼営についても、同日に認可されている。

7. 銀行に対する公認会計士監査の実態

沖縄における銀行に対する公認会計士監査は、本土より15年も早く導入されていた。制度的には本土よりも先進的であった。しかし、その実態とみていくと、必ずしも布令第37号第9条および1957年証券取引法第91条が求める監査制度の水準に達していたとはいえない。

(1) 布令第37号第9条に基づく監査報告書の未提出

イ. 1965年5月13日金銀第124号「公認会計士による監査状況について」

銀行は、布令第37号第9条によって少なくとも年1回は公認会計士に監査を行わせ、その監査報告書を金融検査部へ提出しなければならないことになっている。しかし、未提出、提出遅れのものがあった。これを踏まえ、金融検査部長は1965年5月13日、金銀第124号「公認会計士による監査状況について」と題する文書を沖縄銀行、中央相互銀行および南陽相互銀行の各頭取宛に発出した⁴⁵⁾。その内容は、「高等弁務官布令第37号『銀行、銀行

41) 小谷融 [2022] 148頁。

42) 琉球開発金融公社および大衆金融公庫は本土復帰後、沖縄振興開発金融公庫に承継されている。

43) 琉球銀行調査部編 [1984] 309頁。

44) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 41頁。

45) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書1965年』(資料コード0000032992)「1965年5月13日金融検査部長金

業務及び信用供与』が公布されて以後の公会計士の監査状況を別紙様式（筆者注：監査人、契約年月日、報告書提出期限、監査事業年度、監査期間、監査料、監査料支払額、報告書提出年月日、備考）によって報告されたい。なお、合併のあった銀行は被合併銀行の分についても同様に報告されたい」とするものである。

次の表は、前述の1965年5月13日金融検査部長金銀第124号「公認会計士による監査状況について」の決裁文書に含まれていた参考資料を加工したものである。金融検査部が管理していた各銀行の布令第37号第9条の規定の基づく監査報告書の提出状況だ。それをみると、各銀行から監査報告書が提出されていないものがあるうえに、金融検査部においても提出された監査報告書の管理が適切に行われておらず、かなり杜撰なところが見受けられる。

[琉球銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
宮坂保清	1960年10月1日～1962年3月31日（3期分）	1962年6月25日
宮坂保清	1962年4月1日～1963年3月31日（2期分）	不明（提出済み）
長田義丸	1963年4月1日～1964年3月31日（2期分）	1964年7月3日

琉球銀行からは全ての事業年度に係る監査報告書が提出されていたことから、琉球銀行に対して、1965年5月13日金融検査部長金銀第124号「公認会計士による監査状況について」は発出されていない。しかし、金融検査部において、1962年4月1日～1963年3月31日（2期分）の監査報告書の提出年月日が管理されていなかった。

なお、布令第37号において第9条に基づく監査報告書の提出期限は定められていない。本来ならば、金融検査部が布令第37号改正第1号第9条の「資格ある公会計士は、本布令の要求する監査を開始する前に、銀行監督機関と相談し必要な監査および検査の範囲について、その指示を受けなければならない」を適用して提出期限を管理すべきであった。

[沖縄銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年4月1日～1961年9月30日（1期分）	1962年4月27日
長田義丸	1961年10月1日～1962年3月31日（1期分）	1962年7月21日
	1962年4月1日～1963年9月30日（3期分）	未提出
長田義丸	1963年10月1日～1964年9月30日（2期分）	1965年3月30日

金融検査部においては、1962年4月1日～1963年9月30日（3期分）の監査報告書が未提出として処理されていた。しかし、沖縄銀行からの1965年5月13日金融検査部長金銀第124号「公認会計士による監査状況について」に対する1965年6月1日付け回答である沖縄銀行沖銀総第19-135号「公会計士による監査状況について（報告）」⁴⁶⁾では、1961年9月

銀第124号 公認会計士による監査状況について」。

期・1962年3月期は1962年6月23日に、1962年9月期は1962年11月27日に、1963年3月期は1963年8月15日に、1963年9月期・1964年3月期は1965年3月30日に、1964年9月期は1965年3月30日に提出したとしている。沖縄銀行の回答が正しいのだろう。

[三和相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
宮坂保清	1961年4月1日～1962年3月31日（2期分）	1962年10月12日
	1962年4月1日～1962年9月30日（1期分）	未提出
長田義丸	1962年10月1日～1963年3月31日（1期分）	1963年5月18日

[第一相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年4月1日～1961年9月30日（1期分）	1962年5月1日
	1961年10月1日～1964年3月31日（5期分）	未提出

[沖縄相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年4月1日～1961年9月30日（1期分）	1962年4月27日
	1961年10月1日～1964年3月31日（5期分）	未提出

[南陽相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
	1961年4月1日～1961年9月30日（1期分）	未提出
	1961年10月1日～1962年3月31日（1期分）	1962年9月22日
	1962年4月1日～1964年3月31日（4期分）	未提出

[東洋相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年4月1日～1962年3月31日（2期分）	1962年10月9日
	1962年4月1日～1964年3月31日（4期分）	未提出

[共栄相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年4月1日～1962年3月31日（2期分）	1962年9月25日
	1962年4月1日～1964年3月31日（4期分）	未提出

46) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行に関する書類』（資料コード0000032906）「1965年6月1日株式会社沖縄銀行沖銀総第19-135号公会計士による監査状況について（報告）」。

[八重山相互銀行]

公会計士	事業年度	提出年月日
長田義丸	1961年10月1日～1962年3月31日（1期分）	1962年9月26日
	1962年4月1日～1964年3月31日（4期分）	未提出

ロ. 1965年6月4日金銀第143号「公会計士による監査報告書の提出について」

前述の1965年5月13日金融検査部長金銀第124号「公認会計士による監査状況について」に対する3行からの回答を踏まえ、金融検査部長は1965年6月4日、沖縄銀行、中央相互銀行および南陽相互銀行の3行に対して次の文書⁴⁷⁾を発出し、未提出の監査報告書の提出を求めている。なお、同文書における監査報告書未提出の事業年度が前述資料の各相互銀行のものと整合していない。そのあたりの事情がわかる資料を探したが、見つけることはできなかった。

[沖縄銀行頭取宛 金銀第143号「公会計士による監査報告書の提出について」]

旧東洋相互銀行⁴⁸⁾の1962年度（営業年度4期、5期）の監査報告書が提出されていないので1965年6月末までに提出すること。なお今後、公会計士と監査契約を結ぶ場合は布令37号第9条により事前に行政主席の同意を得ること。

[中央相互銀行頭取宛 金銀第144号「公会計士による監査報告書の提出について」]

旧沖縄相互銀行1962年4月1日から1963年3月31日までの事業年度を対象とした監査報告書、旧第一相互銀行1962年4月1日から1963年3月31日までの事業年度を対象とした監査報告書及び中央相互銀行⁴⁹⁾第1期の監査報告書が提出されていないので、1965年7月末までに提出すること。なお、今後公会計士と監査契約を結ぶ場合は布令37号第9条により事前に行政主席の同意を得ること。

[南陽相互銀行頭取宛 金銀第145号「公会計士による監査報告書の提出について」]

南陽相互銀行第19営業年度を除く第18営業年度から第24営業年度までの監査報告書が提出されていないので、1965年7月末日までに提出すること。また旧共栄相互銀行第27、28営業年度、旧八重山相互銀行⁵⁰⁾第27、28営業年度の監査報告書が提出されていないので、1965年6月末日までに提出すること。なお、今後公会計士と監査契約を結ぶ場合は布令37号第9条により事前に行政主席の同意を得ること。

ハ. 南陽相互銀行監査報告書提出期限の延長申請

前述の南陽相互銀行頭取宛 金融検査部長金銀第145号「公会計士による監査報告書の提

47) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行に関する書類』（資料コード0000032906）「沖縄銀行頭取宛 金銀第143号公会計士による監査報告書の提出について」、「中央相互銀行頭取宛 金銀第144号公会計士による監査報告書の提出について」、「南陽相互銀行頭取宛 金銀第145号公会計士による監査報告書の提出について」。

48) 東洋相互銀行は1964年4月、沖縄銀行に吸収合併される。

49) 沖縄総相互行および第一相互銀行の合併により1964年4月、中央相互銀行が発足する。

50) 共栄相互銀行および八重山相互銀行は1964年4月、南陽相互銀行に吸収合併される。

出について」に対して、南陽相互銀行は1965年7月29日、金融検査部部長代理宛に「公会計士による監査報告書提出期限の延長について（申請）」を提出している⁵¹⁾。その内容は次のとおり。

「金銀第145号（1965年6月4日付）通達によって公会計士による監査報告書の提出の件につきまして、当該事業年度（19期を除く18期から24期まで）の監査契約を長田公認会計士と締結し目下監査中ではありますが、別紙写しの理由書の通り提出期限の1ヵ月猶予をしてもらいたいとのことであります。

つきましては甚だ申し訳ございませんが、8月末までに提出したいと思っておりますので1ヵ月の猶予を頂きたく申請致します。尚旧共栄相互銀行、旧八重山相互銀行の監査報告書は直接長田公認会計士より金融検査部宛提出が去る6月12日なされておりますので申し添えます。」

申請書本文中の旧共栄相互銀行および旧八重山相互銀行の第27、28営業年度の監査は、1965年5月中の僅か10日間で終了し、監査報告書が提出されている。2相互銀行の2カ年分の監査を僅か10日間で終えることができるものだろうか。また、申請書の本文にある別紙写しの長田義丸公認会計士から南陽相互銀行頭取に提出された理由書において、南陽相互銀行第24期の監査報告書提出が8月末になる理由が次のように述べられている⁵²⁾。長田義丸公認会計士の業務が繁忙期であり、すぐに対応できないというものだ。

① 沖縄銀行の監査予定日数2ヵ月間が6ヵ月余りを要した。当方（筆者注：長田義丸公認会計士）の日程見込み相異によって現在まで南陽相互銀行の監査に着手できていない。

② 3月末決算会社26社の監査を6月末までに行い報告しなければならない。南陽相互銀行の監査は7月に着手し8月中旬に終わり、8月末までに報告書を提出したい。

この延長申請に対して金融検査部は1965年8月5日付けで監査報告書の提出期限について8月末日とすることを認めている。

(2) 布令第37号第9条に基づく監査報告書未提出の背景

イ. 金融検査部の強力な検査権限

銀行・相互銀行から布令第37号第9条に基づく監査報告者が金融検査部に未提出、提出遅れが続いていた。米国民政府の統治下において、銀行法よりも上位規定である布令第37号が遵守されていないことは驚きであった。しかも金融検査部は、各銀行から提出された監査報告書の管理を適切に行わず、監査報告書未提出を放置していたのである。

一方で金融検査部は、布令第37号第3条～第5条に規定する強力な検査権限をもとに金

51) 沖縄県公文書館所蔵資料『南陽相互銀行関係書類綴1965年』（資料コード0000032930）「1965年7月29日公会計士による監査報告書提出期限の延長について（申請）」。

52) それ以前の期における未提出理由についても説明されている。沖縄県公文書館所蔵資料『南陽相互銀行関係書類綴1965年』（資料コード0000032930）「1965年7月29日公会計士による監査報告書提出期限の延長について（申請）」を参照されたい。

融機関の馴合融資、汚職、背任行為など不健全な経営を相次いで摘発していた。その結果、5銀行と2保険会社の全重役が入れ代わっている。このうち三和相互銀行、沖縄相互銀行および第一相互銀行の3銀行の重役を刑事訴訟法第239条第2項に基づいて汚職事件として告発している⁵³⁾。

このような金融検査部の各業務に対するスタンスを考慮すると、布令第37号第9条に基づく監査報告書未提出を放置し、改善が遅れた最大の原因は、金融検査部の金融機関に対する強力な検査権限にあったのではないかと推察する。金融検査部は、布令第37号第9条に基づく公認会計士監査に期待していなかったということだ。このことは、外間完和[2004]において、外間完和金融検査部長が布令第37号第9条に基づく三和相互銀行に対する公認会計士の監査結果を厳しく批判していることから窺うことができる。

最初に、外間完和金融検査部長が告発した三和相互銀行の起訴内容をみておこう⁵⁴⁾。三和相互銀行頭取が取締役と共謀または単独で次の特別背任、業務上横領等で起訴された⁵⁵⁾。次の①～③は1955年10月11日から1963年1月16日までの間、④は1958年2月25日から1963年1月11日までの間、⑦は1956年11月5日から1964年2月18日までの間のものである。外間完和金融検査部長が指摘する公認会計士監査は、この期間に含まれる1961年4月1日から1962年3月31日の布令第37号が公布されて最初の監査であった。

- ① 法定準備金の不足を補填するため、架空預金口座376,548ドル、睡眠口座1,193,637ドル、当座預金口座100,000ドルの粉飾預金を計上した。
- ② 三和無尽（三和相互銀行の前身）および三和相互銀行本店において、業務上保管中の246名の入札差金14,324ドルを入札差金益として銀行勘定に入れることなく着服横領した。
- ③ 勧誘費10,633ドルを架空計上し着服横領した。
- ④ 銀行の雑益勘定に入れるべき宝くじ当選金250ドルを着服横領した。
- ⑤ 行金11,972ドル、個人名義の預金口座から預金者の承諾なく32,000ドルおよび100万B円を費消横領した。
- ⑥ 不良債権の発覚を恐れ、債権の入金がなされたかのような粉飾決算を行なった。
- ⑦ 不良貸付金回収不能額177,422ドル、LC決済不能額116,800ドルをはじめ総額303,141ドルの損害を同行に与えた。

金融検査部による三和相互銀行の検査において、最初に発見された不正が前述①の粉飾預金である。金融検査部の検査前に布令第39号に基づき三和相互銀行を監査した公認会計士は粉飾預金を発見することができず、適正意見の監査報告書を提出していた⁵⁶⁾。これに

53) 「琉球新報」1963年3月12日、「沖縄タイムス」1963年10月30日、「琉球新報」1964年10月9日。小谷融 [2022] 92頁。

54) 小谷融 [2022] 92頁～93頁。沖縄県公文書館が所蔵する三和相互銀行の検査報告書では非公開箇所があり全体像が分からないことから、琉球高等検察庁企画調査課編 [1970]『琉球検察沿革誌』を用いることとした。

55) 琉球高等検察庁企画調査課編 [1970] 140頁～142頁。

ついで米国民政府のトレーラー財政部長から1963年末に「三和相互銀行の粉飾預金や不良債権の査定に重大な見誤りあることから、担当公認会計士の責任を問うべき」との口頭による問題提起があった。これについて、金融検査部では、「金融検査部が発見した不備事項と公認会計士のゼロに近い発見事項との間に大きすぎる差異がある。公認会計士は事実と反する監査報告書を作成しており、怠慢と重大な過失がある」との結論に達し、公認会計士審査会へ懲戒処分を諮問することとした。しかし、外間完和金融検査部長は、次の点を考慮し公認会計士法上の責任は問わないとして、米国民政府トレーラー財政部長への口頭説明を行い、了承を得ている⁵⁷⁾。

第一は、法定検査と任意監査の手法の違いである。金融検査部の検査は銀行に予告なしで行うが、監査契約に基づく公認会計士監査は日程を両者で決めることになる。後者の場合、銀行は現金実査日前日に現金と帳簿を一致させる操作は可能だ。現況検査ができない公認会計士監査において粉飾預金を発見するのは困難なことである。

第二は、検査官と公認会計士の地元銀行に対する知見の違いである。金融検査部は、毎年定例検査を実施し、狭い沖縄で名だたる不良貸付先について十分な知識を持っており、その担保物件の評価も毎年時間をかけて行っている。一方、本土から外資導入⁵⁸⁾で来て、初めて銀行監査を行う公認会計士の技術と経験は、ベテランの金融検査官とは雲泥の差があった。

第三は、公認会計士に対する法的な責任についてである。公認会計士が故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をそれらが無いとして証明した場合や相当の注意を怠り、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類をそれらが無いとして証明した場合には、公認会計士法第32条によって懲戒処分を受けることとなる。また、このような虚偽記載によって損害を被った者から当該公認会計士は損害賠償責任を負うことになる。

最終的に金融検査部は、公認会計士に対して公認会計士法上の責任を問うことは酷であるとして、その責任を問わなかった。しかし、それ以降、金融検査部は公認会計士監査に不正の発見を期待しなくなった。いわゆる期待ギャップである。そのため、認められることではないが、金融検査部として、布令第37号第9条に基づく監査報告書の未提出、遅延に直ちに対応しなかったということだろう。

□. 監査の担い手である公認会計士の不足

布令第37号第9条に基づく監査報告書の未提出・遅延のもう一つの背景として、監査の担い手である公認会計士を欠き、本制度の円滑な実施が困難であったことが挙げられる。

56) 沖縄県公文書館所蔵資料『Sanwa Sogo Bank – Report on Examination of Financial Statements, March 31, 1962 (Foreign C.P.A Yasukiyo Miyasaka’s Office. 25 Jun 1962) (in Japanese)』(資料コード 0000011846)。

57) 外間完和 [2004] 231頁～235頁。

58) 日本の公認会計士が沖縄において公認会計士業務を行うためには、1957年証券取引法第19条に基づく外国公認会計士名簿に登録した上で、1958年米国民政府高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」第2条の事業活動(公認会計士業務)免許を得る必要があった。

資料1 公認会計士の人名・報酬額・監査日数・人数

会社名	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年
沖縄生命	長田義丸 700ドル 12日・4名	長田義丸 700ドル 25日・4名	松田松千代 700ドル 5日・4名	松田松千代 800ドル 7日・4名	
琉球火災	帳簿：検察庁 に保管中	同左	長田義丸 1,300ドル 18日・4名	長田義丸 1,000ドル 13日・5名	
沖縄製粉	長田義丸 300ドル 6日・3名	長田義丸 300ドル 6日・3名	長田義丸 300ドル 5日・4名	長田義丸 300ドル 5日・4名	
沖縄山形屋	長田義丸 600ドル 14日・5名	長田義丸 600ドル 14日・5名	長田義丸 600ドル 14日・5名	長田義丸 600ドル 14日・5名	長田義丸 600ドル 14日・5名
琉球果樹	長田義丸 600ドル 18日・2名	長田義丸 600ドル 18日・2名	長田義丸 600ドル 18日・2名	長田義丸 600ドル 18日・2名	長田義丸 600ドル 18日・2名
オリオン ビール	長田義丸 800ドル	長田義丸 800ドル 3名	長田義丸 800ドル 3名	長田義丸 800ドル 3名	外間完和 800ドル 10日・3名
琉球石油	P・W 1,800ドル 74日・3名	宮坂保清 1,800ドル 28日・6名	宮坂保清 1,700ドル 29日・4名	宮坂保清 1,700ドル 34日・6名	
沖縄ガス	長田義丸 500ドル 7日・1.5名	長田義丸 500ドル 5日・1.5名	長田義丸 500ドル 5日・2名	長田義丸 500ドル 6日・2名	長田義丸 500ドル 3日・6名
琉球海運	長田義丸 1,000ドル 19日・4名	長田義丸 1,000ドル 19日・4名	長田義丸 1,000ドル 20日・4名	長田義丸 1,000ドル 20日・4名	長田義丸 1,000ドル 21日・4名

(筆者注) オリオンビール(1962年)のPWは、プライスウォーターハウスアンドカンパニー。

(出所) 沖縄県公文書館所蔵資料『公認会計士法施行に関する書類一般事項1966年』(資料コード0000033025)
「公認会計士の人名・監査日数・人数・報酬額」。

布令第37号が公布された1961年における公認会計士は1人(長田義丸)、翌年1962年にはその公認会計士と外国公認会計士が2人(宮坂保清・松田松千代)という状況であった。資料1は1962年から1966年における銀行・相互銀行を除く9社⁵⁹⁾の公認会計士、監査報酬、監査日数、監査従事者数を示したものだ。長田義丸公認会計士がほとんどの企業を担当している。それ以外は、外国公認会計士として登録されていた宮坂保清公認会計士が琉球石油を、同じく松田松千代公認会計士が沖縄生命を、公認会計士名簿登録第2号であり金融検査部長であった外間完和公認会計士がオリオンビールを担当しているのみだ。このような状況下において、布令第37号第9条に基づく銀行・相互銀行の監査報告書の提出は物理

59) 1964年から1970年における有価証券報告書提出会社は85社前後で推移していた(大蔵省証券局年報編集委員会編 [1973] 258頁)。

的に無理があった。併せて、布令第37号は刑法規定を含む強力な内容を有するものであるが、第9条「資格ある公認会計士による銀行帳簿の検査」には罰則規定が設けられていなかったことも影響したのであろう。

なお、琉球政府が布令第37号第9条および1957年証券取引法第91条の監査を行う公認会計士不足を直ちに改善できなかった背景については次号で紹介する。

(3) 監査報告書の様式

琉球銀行と宮国英勇公認会計士が1971年9月6日に締結した監査契約書から布令第37号第9条に基づく監査報告書⁶⁰⁾と証券取引法第91条に基づく監査報告書の内容をみていく⁶¹⁾。監査の対象ならびに期間は次のとおりである（監査契約書1(1)）。

- ① 琉球銀行の1971年9月30日現在の財政状態（資産・負債の実在の確認および資産の評価査定を含む）の監査
- ② 1970年10月1日より1971年3月31日まで、および1971年4月1日より1971年9月30日まで各6ヶ月間の営業成績の監査
- ③ 監査実施日における内部統制組織の評価ならびにその実施状況の監査

布令第37号第9条に基づく監査報告書（長文式）は、和英両文各3部作成し、1971年12月31日までに英文1部を琉球列島米国民政府へ、和文1部を琉球政府に提出し、和英両文各2部を琉球銀行に提出する。また、証券取引法第91条に基づく監査報告書（短文式）は、和文2部を作成し、1971年12月10日までに琉球銀行に提出する。これら監査報告書の提出が期限内に履行されない場合は、期限経過後提出日まで宮国英勇公認会計士は琉球銀行に対し1日につき監査料の1%の違約金を支払うものとするとしている（監査契約書2柱書、3）。

前述の監査契約書において、布令第37号第9条の監査報告書（長文式）には、次の3点の記載が求められている。

- ① 1971年9月30日現在の財政状態（貸借対照表）を1971年3月31日現在と比較表示し、その裏付説明をなすこと。
- ② 当行45期（1970年10月1日～1971年3月31日）および46期（1971年4月1日～1971年9月30日）の営業成績を比較表示し、その合計を更に前年度成績と比較表示する形式の損益計算書を作成し、その裏付説明をなすこと。
- ③ 琉球銀行の内部統制組織に関する宮国英勇公認会計士の意見ならびに勧告に関する事項。

一方、証券取引法の監査報告書の記載事項は、次の事項を簡潔明瞭に記載することとされている（1959年財務監査証明規則第5条）。いわゆる短文式監査報告書である。

- ① 実施した監査の概要（監査の対象となった財務諸表の範囲、実施した監査手続）

60) 琉球銀行条例第14条c項に基づく年次会計監査を兼ねている。

61) 沖縄県公文書館所蔵資料『行政一般に関する書類』（資料コード0000033117）「琉球政府行政主席宛1971年9月7日琉球銀行検第14号当行の年次会計監査について」。

② 監査の対象となった財務諸表が当該財務諸表に係る事業年度の財政状態および経営成績を適正に表示しているかどうかについての意見

布令第37号第9条に基づく監査報告書は長文式であり、証券取引法第91条に基づく監査報告書が短文式であることを検討する前に、琉球政府がモデルとした本土の証券取引法に基づく監査報告書を確認しておこう。

本土の証券取引法に基づく公認会計士監査は、昭和26（1951）年7月1日から開始される事業年度から実施された。しかし、今日みられるような財務諸表監査の形で実施される正規の監査は、昭和32（1957）年1月1日以後に開始される事業年度から実施されている。この正規の監査を実施するため、大蔵省企業会計審議会は昭和31（1956）年12月25日、昭和25（1950）年7月に経済安定本部企業会計基準審議会が公表していた監査基準および監査実施準則を改訂する「監査基準の設定について」を公表した。「監査基準の設定について」の第三 監査報告基準において、監査報告書の記載事項が次のように定められている。いわゆる短文式監査報告書であり、○×式あるいは合格・不合格（pass/fail）モデルといわれるものである⁶²⁾。

- ① 財務諸表に添付して外部に公表する監査報告書には、監査人が実施した監査の概要および財務諸表に対する意見を簡潔明瞭に記載するものとする。
- ② 監査人の意見表明は、財務諸表が企業の財政状態および経営成績を適正に表示しているか否かについてなされるものとする。

短文式監査報告書は、専門的知識のない一般投資家による利用を前提としていることから、誤解を招かないよう、次のことから、その様式と内容は標準化されている⁶³⁾。

- ① 一般投資家は専門的知識を欠くことが多いので、理解可能性を高めるべく簡潔・明瞭に記載する。
- ② 監査人が自己の責任を回避すべく難解で冗長な文言を記載し、また必要な記載を省略することがないようにする。

このように投資者保護を目的とする法令に基づく監査報告書は、アメリカにおける1934年証券取引所法の標準監査報告書をはじめ他の先進諸国も短文式監査報告書を採用していた⁶⁴⁾。沖縄の証券取引法でも同様に短文式監査報告書を採用している。一方、布令第37号第9条に基づく監査報告書（長文式）の利用者は、投資者ではなく琉球政府や米国民政府の銀行監督機関である。金融監督機関に提出する監査報告書は、金融監督機関が金融機関の監督に資することができるものでなければならない。必然的に短文式ではなく長文式の監査報告書⁶⁵⁾となる。

62) 朴大栄 [2015] 27頁。

63) 伊豫田隆俊 [2019] 17頁。

64) 朴大栄 [2015] 26頁。

65) 長文式英文監査報告書の例として、沖縄県公文書館所蔵資料『財務諸表報告 第一相互銀行1961年9月30日』（資料コード0000032873）「Audit Report At September 30, 1961 The Daiichi Sogo Bank」（タイプ18頁）、長文式和文監査報告書の例として、沖縄県公文書館所蔵資料『監査報告書 第一相

(4) 監査の対象および期間

当時の銀行の会計期間は、4月1日～9月30日と10月1日～3月31日との半年間であった。これに対して布令第37号第9条に基づく監査は、少なくとも年1回受けなければならない。監査の対象および期間が問題となってくるのは、証券取引法において、銀行に対する監査の特例を廃止し、監査証明を求めるようになった1966年3月期からである⁶⁶⁾。証券取引法では、銀行が半期ごとに提出する有価証券報告書の財務諸表に公認会計士による監査証明を受けなければならない(第91条第1項)。立法上は半年の決算毎に公認会計士の監査が求められている。しかしながら、銀行の証券取引法監査について、運用上年1回のところと年2回のところがあり、統一されていなかった。

この問題の解決は、規則の改正ではなく担当課長の一存で決まった。沖縄銀行は1967年2月20日、布令第37号改正第1号第9条「資格ある公認会計士は、本布令の要求する監査を開始する前に、銀行監督機関と相談し必要な監査および検査の範囲について、その指示を受けなければならない」を受けて、宮坂保清外国公認会計士との監査契約を締結するにあたり、琉球政府行政主席に対して、次のような「当行の年次会計監査について」と題する承認申請を行っている⁶⁷⁾。

監査の目的および範囲を「高等弁務官布令第37号の規定による監査」と「証券取引法第91条の規定による財務書類の監査」とした上で、監査対象期間を次のように定めている。

- ① 1967年9月30日現在の財政状態の監査。
- ② 1966年10月1日より1967年3月31日までの第22期および1967年4月1日より1967年9月30日までの第23期の経営成績の監査。
- ③ 内部統制組織についての評価ならびにその実施状況の監査。

この申請書を受理した金融検査庁銀行課担当者は、金融検査庁として銀行の証券取引法監査を規定どおり年2回とするのか、それとも例外的に年1回を認めるのか統一した見解を出してから処理すべしとして証券取引法所掌の理財課に意見を求めた。担当課長である理財課長は1967年2月20日、次の考え方にに基づき銀行に対して証券取引法監査を年1回でよいとする見解を銀行課に伝えている。

「証券取引法第20条の規定に基づく有価証券報告書は、毎事業年度経過後3ヵ月以内に行政主席に提出しなければならないが、銀行、相互銀行の場合、事業年度は年2期となっており、したがって証券取引法上は年2回有価証券報告書を提出しなければならないこととなっている。

ところが銀行等の場合は、更に布令第37号により公認会計士の帳簿検査が強制されており、その上、行政主席による厳しい検査も毎年行われている。このことは、預金者ある

互銀行1962年』(資料コード0000033032)「株式会社第一相互銀行監査報告書」(手書き63頁)がある。

66) 1965年規則第63号「財務諸表の監査証明に関する規則の一部を改正する規則」附則。

67) 沖縄県公文書館所蔵資料『沖縄銀行関係書類1967年』(資料コード0000033163)「公認会計士の選定について」。

いは株主等の保護は年1回の公認会計士監査で十分である証左となろう。

仮に証券取引法を遵守して年2回監査を実施するとすれば監査報酬がかさむ（宮坂外国公認会計士事務所によると2～3割増加になる）ばかりではなく、やたら事務煩雑を招く結果となろう。

以上のことから、銀行および相互銀行にあっては、年1回公認会計士監査を実施させ、証券取引法監査に基づく監査証明は実施した時に上期、下期のものを纏めて行わせるようにしたい。」

本土の金融機関は、まだ証券取引法上、公認会計士による監査証明を受けなくてもよいとされていた時期である。また理財課長の考え方にも一定の合理性があり、当時の判断としては違和感のない決定だ。しかし、銀行に対する公認会計士監査を年1回とするのであれば、監査証明規則を改正すべきであった。担当課長が規則を改正しないまま、規則違反となることを認める。問題が残る取扱いであった。

(5) 証券取引法監査証明の遅延

有価証券報告書の行政主席に対する提出件数の推移は、資料2のとおり、1964年から1970年は85社前後で推移している。一方、本土では、有価証券報告書提出会社数は資料3のとおり2,300社台であった。都道府県別の社数は不明である。沖縄の85社は本土の約3.6%に相当する。当時の沖縄の経済力はそれほど大きくはなかった。復帰直後昭和47年度の沖縄県の県内総生産4,459億円は国民総生産96兆3,873億円の0.46%に過ぎない。また、復帰後本土の証券取引法が適用されると、沖縄の有価証券報告書提出会社は23社と激減している。なぜ沖縄では有価証券報告書の提出会社が多かったのか⁶⁸⁾。そこには株式の大衆化を求める米国民政府の強い意向があった。

沖縄において証券取引法案の検討が始まったのは、1956年に米国民政府モアアー民生副長官から「琉球において最近勃興しつつある企業について一部事業家のみが設立発起人となり、その人たちのみが株主となっている。その結果、それら一部の事業家のみが琉球銀行や琉球復興金融基金の資金を利用するということになり、望ましいことではない。もっと株主の大衆化を図るべきではないか⁶⁹⁾」との旨の談話が公表されてからである。軍事基地建設ブームが一段落した1954年後半には、新規生産企業設立の気運が生まれる。味噌・醤油・製麺から始まり、たばこ・飼料・ビール・清涼飲料水・製菓・缶詰・伸鉄・サルベージ企業などへの投資の関心が高まる。しかし、これらの企業の株式発行は、発起人引受、株主割当、第三者割当が支配的であった。米国民政府の意図するところは、株式発行を私募ではなく、公募で行い株主を増やそうとするものである⁷⁰⁾。

沖縄の本土復帰は、佐藤栄作内閣総理大臣が昭和44（1969）年11月21日、三度目の訪米

68) 小谷融 [2022] 46頁～47頁。

69) 1957年9月24日第10回議会（定例）琉球立法院會議録第39号 儀間文彰議員発言 琉球政府公報号外1958年3月18日47頁。

70) 小谷融 [2022] 195頁～196頁。

資料2 沖縄における有価証券報告書提出会社の状況

年度	1964年	1965	1966	1967	1968	1969	1970
会社数	83社	85	87	84	86	82	85
株主数	46,661人	49,825	52,312	57,679	58,197	55,487	

(出所) 琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 84頁。

資料3 本土における有価証券報告書提出会社の状況

年度	1964年度 昭39年度	1965 昭40	1966 昭41	1967 昭42	1968 昭43	1969 昭44	1970 昭45
会社数	2,340社	2,334	2,332	2,349	2,357	2,395	2,458
うち本省所管	985社	999	1,006	1,021	1,052	1,092	1,154
財務局所管	1,355社	1,335	1,326	1,328	1,305	1,303	1,304

(筆者注) 本省所管とは上場会社および資本金10億円以上の会社が、財務局所管とはそれ以外の会社が対象である。

(出所) 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1973] 258頁。

を行いニクソン大統領と会談し、昭和47（1972）年中に沖縄の施政権を日本に返還するとの合意に達したところから始まった。証券取引法および公認会計士法が公布・施行されてから12年近くが経過していた。その頃になっても、証券取引法上の監査証明制度は法令どおり機能していなかった。公認会計士からの監査証明が遅れ、有価証券報告書の提出が法定期限よりも遅れるというものだ。

このため、金融検査庁長は1969年9月2日、金理第209号「公認会計士の監査証明等の取扱について」と題する文書を公認会計士名簿に登録している16人の公認会計士に対して発出している⁷¹⁾。その内容は次のとおり。

「証券取引法（1957年立法第111号）第91条の規定に基づく監査証明の取扱については、財務諸表の監査証明に関する規則（1959年規則第82号）によって定められているところであるが、最近、監査証明適用会社の有価証券報告書の提出が遅れがちである。その理由として、公認会計士の監査証明の発行が法定期限内になされていない等があげられる。公認会計士自身も法定期限いっぱい或いは期限超過しても監査を実施している等が散見されるのは誠に遺憾である。

よって、今後は下記事項を厳守するように取り計らわたい。

記

1. 証券取引法（1957年立法第111号）第20条の有価証券報告書提出期限内に監査証明書を発行できない或いは不可能の時は、その監査証明適用会社と監査契約を締結しない

71) 沖縄県公文書館所蔵資料『公認会計士法施行に関する一般事項1970年』（資料コード0000033033）「金融検査庁長1969年9月2日金理第209号公認会計士の監査証明等の取扱について」。当時公認会計士名簿に登録していた16人は、長田義丸、外間完和、宮国英勇、野底武彦、新垣保、松田松千代、宮坂保清・牧野光宏・米谷斉（宮坂事務所）、川島勲、鮎子田俊助・堀口二郎・林弘男（プライスウォーターハウスアンドカンパニー）、津嘉山浩、大森広吉、赤間研一であった。

こと。

2. (略) 」

有価証券報告書の提出期限が厳守されなかった背景には、証券市場が機能していなかったことがある⁷²⁾。前述の1956年の米国民政府モーア-民政副長官談話の状態が本土復帰直前になっても続いていた。このことについて、『沖縄証券三十年史』では、「沖縄の経済基盤は証券の売買取引を支えるにはまだ十分とはいえなかった。戦後、企業の勃発はめざましかったが、証券の発行市場・流通市場の形成には至っていなかったのである。当社にしてもそうであったが、株式会社のほとんどは株式を発起人だけで引受けざるをえない場合や、一部親族が占有する場合が多く、いわゆる安定株主で占めていた。そのうえ発行株式のいずれも少数・少額であって流通性に乏しい。また多くの会社が株式の譲渡を制限していることもあって、市場に出回るのはごくわずかである⁷³⁾」と述べている。公認会計士による監査証明遅延、ひいては有価証券報告書提出遅延が投資者から問題視されなかったのは、証券市場において流通している株式がほとんど無い状況では、投資判断情報としての有価証券報告書を必要とする一般投資家がいなかったということだろう。

引用・参考文献

- 稲泉薫編 [1962]『琉球銀行十年史』琉球銀行。
- 伊豫田隆俊 [2019]「監査報告書の透明化-短文式監査報告書と情報提供機能」『会計・監査ジャーナル』No. 763 17頁～19頁。
- 大蔵省証券局年報編集委員会編 [1973]『第11回 大蔵省証券局年報 昭和48年版』金融財政事情研究会。
- 沖縄銀行30年史編纂室編 [1987]『沖縄銀行三十年史』沖縄銀行。
- 沖縄証券編 [1991]『沖縄証券三十年史』沖縄証券。
- 沖縄相互銀行30年編集委員会編 [1984]『沖縄相互銀行三十年史』沖縄相互銀行。
- 小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
- 小谷融 [2023a]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅰ～琉球政府金融検査庁の変遷～」『大阪経大論集』第74巻第3号 47頁～73頁。
- 小谷融 [2023b]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅱ～廃案となった琉球政府『証券取引及び企業会計に関する立法案』～」『大阪経大論集』第74巻第4号 129頁～156頁。
- 全国銀行協会連合会・社団法人東京銀行協会編 [1979]『銀行協会三十年史』全国銀行協会連合会。
- 外間完和 [2004]『キャラウェイ旋風 琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。
- 朴大栄 [2015]「監査報告書の展開と展望-日本の監査報告書論の展開から見た監査報告書変革の方向性-」『現代監査』No. 25 26頁～37頁。
- 富原守保 [1964]『金融の裏窓十五年：富原守保回顧録』経済評論社。
- 琉球銀行調査部編 [1984]『戦後沖縄経済史』琉球銀行。

72) 小谷融 [2022]「第9章 機能しなかった株式発行市場」,「第12章 流通市場は地元株式より本土株式」を参照されたい。

73) 沖縄証券編 [1991] 112頁。

琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。

琉球高等検察庁企画調査課編 [1970]『琉球検察沿革誌』琉球政府。

琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（昭和45年創刊号）』琉球政府。

琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971]『金融年報（昭和46年第2号）』琉球政府。